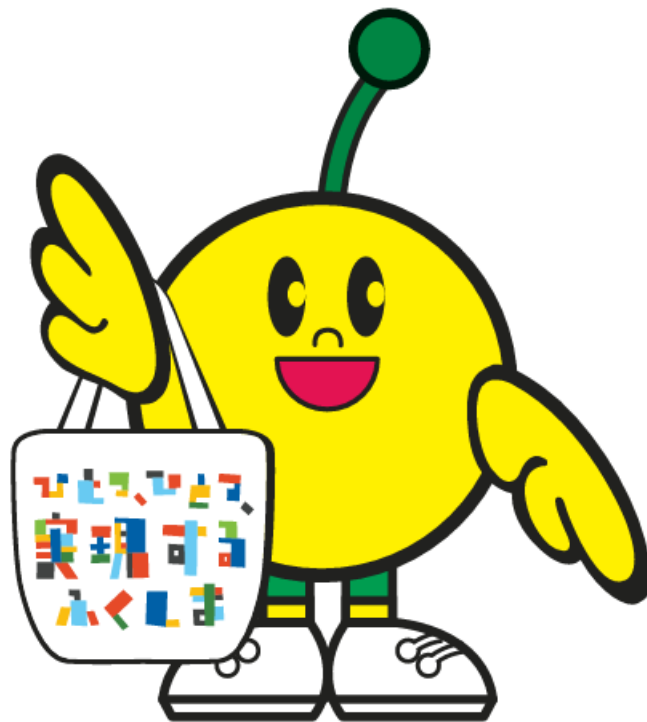


令和4年度

# 精神保健福祉センター所報

第 51 集



キビタン©福島県

福島県精神保健福祉センター

## はじめに

精神保健福祉センター運営要領が令和5年11月に改正されました。精神保健福祉センターは、規定する法律の改正に伴って、精神衛生センター、精神保健センター、そして精神保健福祉センターと名称を変えて現在に至ります。そして、その業務内容もその都度、変化してきています。今回の運営要領改正も、令和4年12月に成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」によって精神保健福祉法の改正が行われたことに伴うものです。

精神保健福祉センターは、組織体制として、「原則として総務部門、地域精神保健福祉部門、教育研修部門、調査研究部門、精神保健福祉相談部門、精神医療審査会事務部門、精神障害者保健福祉手帳判定部門及び自立支援医療（精神通院医療）判定部門等をもって構成すること。」とされています。精神科医療については多くの医療機関が地域に整備されていますが、それ以外の多岐にわたる業務が精神保健福祉センターに充てられてきたということかと思えます。もっとも、「部門」と言っても、多くの精神保健福祉センターはそれほどの人員は確保されておらず、各部門についてせいぜい1-2名、場合によっては1名未満（掛け持ち）ということも少なくなく当県も同様です。

その中で、とくに相談部門は、精神保健福祉センターの中心的な業務であり、今回の精神保健福祉法の改正では、「都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保」を旨とすることが明確化されました。また、「自ら相談窓口で精神保健の相談をすることに心理的なハードルを感じる者や地域に潜在化している精神保健に関する課題を抱える者に対しては、地域の実情に応じた体制で多職種によるアウトリーチ支援を適切に実施すること。」といった記載も加えられ、相談に来ることを待つだけでなく、踏み込んだ支援も求められるようになりました。当センターでも、いくつかの市町村や保健所との協力の下でアウトリーチ支援の試みを始めており、今後、こうした取り組みが県内全域に広がることが期待されます。

令和6年3月

福島県精神保健福祉センター所長 畑 哲信

# 目 次

## I 精神保健福祉センターの概要

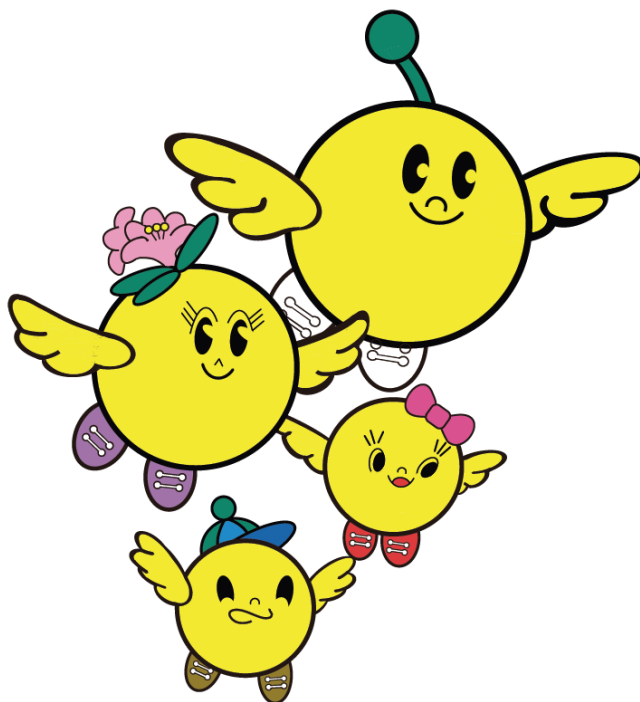
1 沿 革	1
2 施設の現況	1
3 職員の構成	2
4 業務の内容	2

## II 業務実績

1 普及啓発	3
2 関係機関職員の教育研修	4
3 技術指導・技術援助	6
4 精神保健福祉相談及び相談に付随する診療状況	8
5 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業	12
6 自殺対策関連事業	14
7 特定相談事業	19
8 薬物関連相談事業	19
9 依存症相談拠点事業	20
10 精神保健福祉協力組織の育成	21
11 福島県精神医療審査会事務	22
12 災害時精神医療体制整備事業	23
13 精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療（精神通院医療）の判定及び承認	23

## III 参考資料

1 精神科病床を有する病院数、入院患者数	25
2 在院患者数、性・年齢・病類別	25
3 自殺者数の推移	26



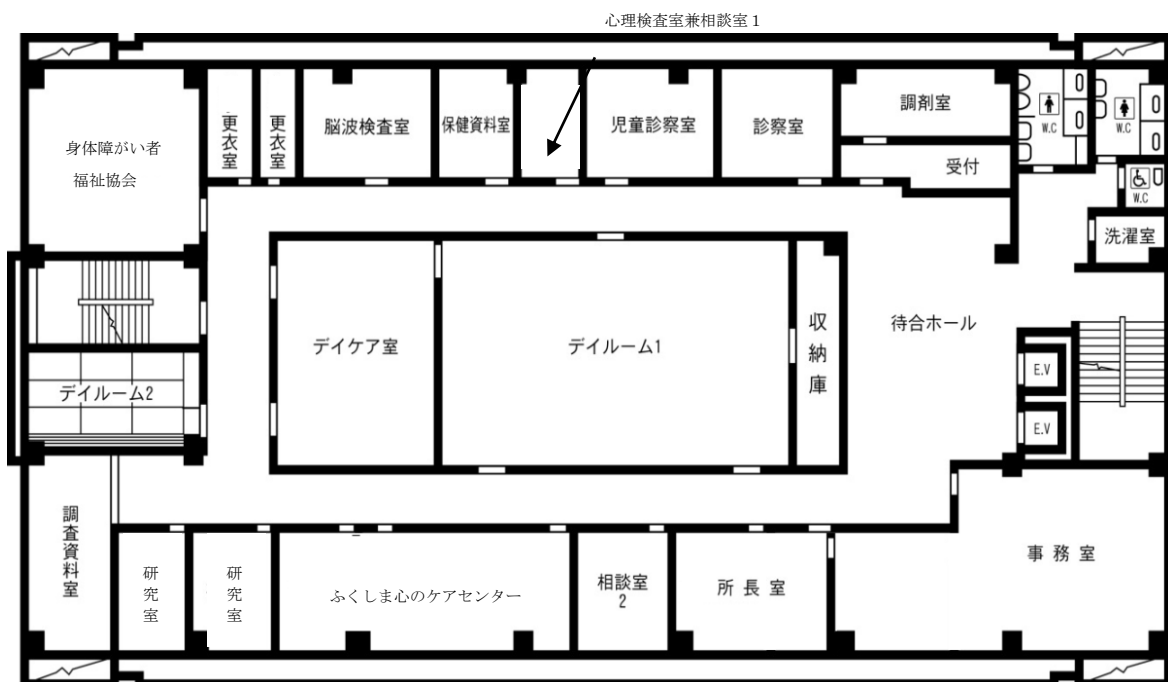
# I 精神保健福祉センターの概要

## 1 沿革

昭和 25 年	精神衛生法制定
昭和 35 年 7 月 1 日	精神衛生相談所を福島保健所（福島市御山町 48）に併設
昭和 39 年	福島県精神衛生相談所条例施行
昭和 40 年	精神衛生法の一部改正
昭和 40 年 6 月 30 日	精神衛生相談所の名称が精神衛生センターに改正
昭和 47 年 4 月 1 日	福島県精神衛生相談所条例が廃止され福島県精神衛生センター条例施行 福島市森合町 10-9 に移転
昭和 62 年	精神衛生法が改正され精神保健法制定
昭和 63 年 7 月 1 日	福島県精神衛生センター条例が一部改正され福島県精神保健センター条例へ 福島県精神衛生センターの名称が福島県精神保健センターに改正
平成 5 年	精神保健法の一部改正 障害者基本法制定
平成 5 年 12 月 13 日	福島県保健衛生合同庁舎（福島市御山町 8-30）に移転
平成 7 年	精神保健法が改正され精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）に名称変更
平成 7 年 10 月 13 日	福島県精神保健センター条例が福島県精神保健福祉センター条例へ改正 福島県精神保健センターの名称が福島県精神保健福祉センターに改正
平成 11 年	精神保健福祉法の一部改正
平成 17 年	精神保健福祉法の一部改正 障害者自立支援法の制定
平成 18 年	自殺対策基本法の制定
平成 24 年	障害者自立支援法に代わり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）の制定
平成 25 年	精神保健福祉法の一部改正

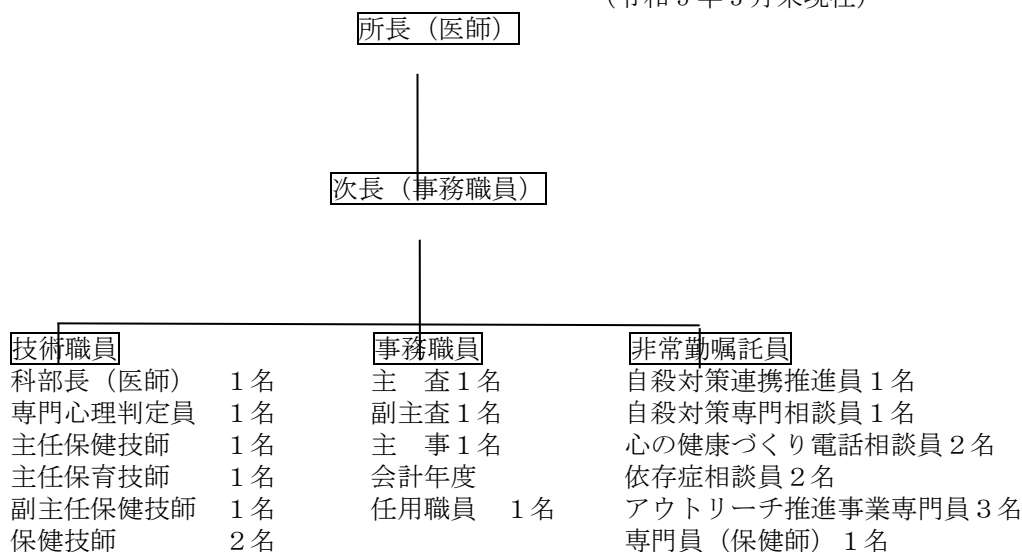
## 2 施設の現況

- (1) 所在地 〒960-8012 福島市御山町 8 番 30 号 福島県保健衛生合同庁舎 5 階
- (2) 建物 鉄筋コンクリート造、 建面積 813.8 m<sup>2</sup>（5 階部分）
- (3) 施設完成日 平成 5 年 11 月 24 日、同 12 月 13 日移転



### 3 職員の構成

(令和5年3月末現在)



### 4 業務の内容

精神保健福祉センターにおいて行う業務は、次のとおりです。

- (1) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及に関すること。
- (2) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する調査研究に関すること。
- (3) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導並びにこれらに付随する診療に関すること。
- (4) 精神医療審査会の事務に関すること。
- (5) 精神保健福祉法第45条第1項の申請に対する決定及び障害者総合支援法第52条第1項に規定する支給認定（精神障害者に係るものに限る。）に関する事務に関すること。
- (6) 障害者総合支援法第22条第2項の規定により、市町村が同条第1項に規定する支給要否決定を行うに当たり意見を述べること。
- (7) 障害者総合支援法第26条第1項の規定により、市町村に対し技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、その設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(福島県精神保健福祉センター条例（昭和47年福島県条例第18号）第3条より）

※ 参照法令

- ア 精神保健福祉法第45条第1項(精神障害者保健福祉手帳)  
精神障害者(知的障害者を除く。)は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地(居住地を有しないときは、その所在地)の都道府県知事に精神障害者保健福祉手帳の交付を申請することができる。
- イ 障害者総合支援法第52条第1項(自立支援医療費の支給認定)  
自立支援医療費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村等の自立支援医療費を支給する旨の認定(以下「支給認定」という。)を受けなければならない。
- ウ 障害者総合支援法第22条(支給要否決定等)  
市町村は、障害者等の障害程度区分、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該障害者等の置かれている環境、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向等を勘案して介護給付費等の支給の要否の決定を行うに当たり精神保健福祉センター等の意見を聴くことができる。
- エ 障害者総合支援法第26条第1項(都道府県による援助等)  
都道府県は、市町村の求めに応じ、市町村が行う第19条から第22条まで、第24条及び前条の規定による業務に関し、その設置する身体障害者更生相談所等による技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助を行うものとする。

## Ⅱ 業 務 実 績

### 1 普及啓発

#### (1) 研修会等

事業名	実施日・場所	参加者数	開催内容
思春期精神保健セミナー	令和4年8月8日 (月) ZOOM開催(当センターダイルームでの視聴も数名参加)	オンライン94名 会場7名 計101名	○講演「思春期のこころとネット・ゲーム依存」 講師 独立行政法人国立病院機構 久里浜医療センター 三原 聡子先生
アディクションフォーラム	令和4年10月26日(水) オンラインと会場視聴のハイブリッド開催	会場20名 オンライン48 機関	講演「生きづらさとアディクション」 講師 神奈川県立精神医療センター 副院長兼医療局長兼臨床研究部長 小林 桜児 先生 体験発表 依存症の当事者、家族

#### (2) 広報等

##### ア ホームページ

アドレス <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21840a/>

ホームページアクセス件数 19,026件/年

##### イ 精神保健福祉瓦版の発行

発行 計4回、ホームページに掲載

##### ウ アディクション伝言板の発行

発行 月1回 計12回、ホームページに掲載

##### エ リーフレットの作成配布

自殺対策関連の各種リーフレット等の作成、配布。詳細は自殺対策関連事業のページ参照

## 2 関係機関職員の教育研修

事業名	実施日・場所	参加者数	開催内容
基礎研修	1日目 令和4年6月28日 10:00～15:30 (Web開催)	50名	①行政説明「福島県の精神保健福祉行政について」 担当者 福島県保健福祉部 障がい福祉課職員 ②講義「個別相談の進め方」 講師 精神保健福祉センター所長 ③情報提供「当センターの業務について」 報告者 当センター職員 情報提供「ふくしま心のケアセンターについて」 報告者 ふくしま心のケアセンター職員 ③「講義・演習「精神保健福祉相談の対応の基本」 講師 一般財団法人 桜ヶ丘病院 精神保健福祉士 菅野 正彦 氏
	2日目 令和4年6月29日 10:00～15:40 (Web開催)	47名	①講義1「地域で生活を支えるために ー社会資源の活用ー」 講師 郡山市障がい者基幹相談支援センター 相談支援専門員 佐藤 清一郎 氏 (ピアサポーターによるリカバリーストーリー の発表あり) ②情報提供「精神障がい者アウトリーチ推進事業」 「ピアサポーター登録制度について」 報告者 当センター職員 ③事例検討(グループワーク) ④講義 「精神疾患の理解と対応」 講師 内海メンタルクリニック 院長 内海 晴美 氏
テーマ別研修会	①令和4年11月8日 13:30～15:30 (Web開催)	①25名	①講義「依存症の回復を支える」 講師 NPO法人リカバリー 代表 大嶋 栄子 氏
	②令和5年1月24日 13:30～15:30 (Web開催)	②112名	②講義「発達障害とゲーム・ネット依存」 講師 愛知県医療療育総合センター中央病院 子どものこころ科(児童精神科)部長 吉川 徹 氏
	③令和5年2月1日 13:00～15:00 (Web開催)	③106名	③講義「思春期のメンタルヘルス」 講師 福島県立ふくしま医療センターこころの杜 副院長 井上 祐紀

地域ケア検討会	定例		
		令和4年5月12日	10名
		7月14日	6名
		8月18日	8名
		9月8日	6名
		10月18日	6名
		12月1日	7名
		1月10日	8名
	計 7回	計 51名	
			精神保健福祉センターの来所及び電話相談についての事例検討 検討事例数 実8事例・延べ8事例

【学生実習】

ポラリス保健看護学院	3名
福島看護専門学校	41名
福島東稜高等学校看護専攻科	35名
福島学院大学福祉心理学科	8名

【図書ビデオ等の貸し出し件数】

図 書	DVD
0件	0件



### 3 技術指導・技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から技術指導及び技術援助を行っています。

また、関係諸機関からの依頼に基づき、精神保健福祉に関連する研修会や会議等に職員を派遣しています。

#### (1) 技術援助・技術指導分類別内訳

区 分	技術指導・援助（延件数）													計
	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	心の健康づくり	ひきこもり	自殺関連	犯罪被害	災害	その他	
保健所	1	317	1		1		2	1		89			60	472
市町村	1	211		3				2		254			5	476
福祉事務所		1											3	4
医療施設		96	3							15			5	119
介護老人保健施設														0
障害者支援施設		21			1			1					2	25
社会福祉施設								1					34	35
その他	2	387	5	17	1		10	16	10	159		20		627
実施件数	4	1,033	9	20	3		12	21	10	517		20	109	1,758

#### (2) 職員の派遣及び関連会議等への出席状況

\* オンライン参加も含む

##### ア 保健所等

依頼機関	内 容	担 当
県保健福祉事務所	精神保健福祉法の通報に伴う精神保健指定医の診察	医師
市保健所	生活保護医療給付要否意見書等審査会	医師
市町村	ケース会議	医師、保健師、心理判定員、精神保健福祉士、アウトリーチ推進事業専門員（医師、作業療法士）
	若者自殺対策事業	保健師、自殺対策連携推進員
	市町村自殺対策計画策定支援	医師、保健師、自殺対策連携推進員、基本計画策定支援員
	自殺対策事業打合せ	保健師、自殺対策連携推進員
	地域移行研修会	保健師
	ピアサポーター交流会	保健師
	会津障がい保健福祉圏域連絡会	保健師

## イ 県部局等

依 頼 機 関	内 容	担 当
知事部局	精神疾患休職職員復職審査	医師、心理判定員
児童家庭課	特別障害児扶養手当等審査	医師
こども・青少年政策課	福島県再犯防止推進協議会	心理判定員
高齢福祉課	福島県介護予防市町村支援委員会	保健師
障がい福祉課	福島県精神科救急医療システム連絡調整委員会	医師
	福島県自殺対策推進協議会	医師
	自殺対策関連打合せ	保健師 自殺対策連携推進員
	精神科病院実地審査	医師
	D P A T研修会・報告会	保健師、心理判定員
	被災者心のケア事業運営委員会	保健師
	精神保健福祉担当者会議	心理判定員、保健師
	福島県自殺対策推進協議会	医師
	福島県再犯防止計画策定委員会	心理判定員
	福島県自立支援協議会人材育成部会	保健師
	コロナ心のケア関係	保健師 心理判定員

## ウ 教育委員会

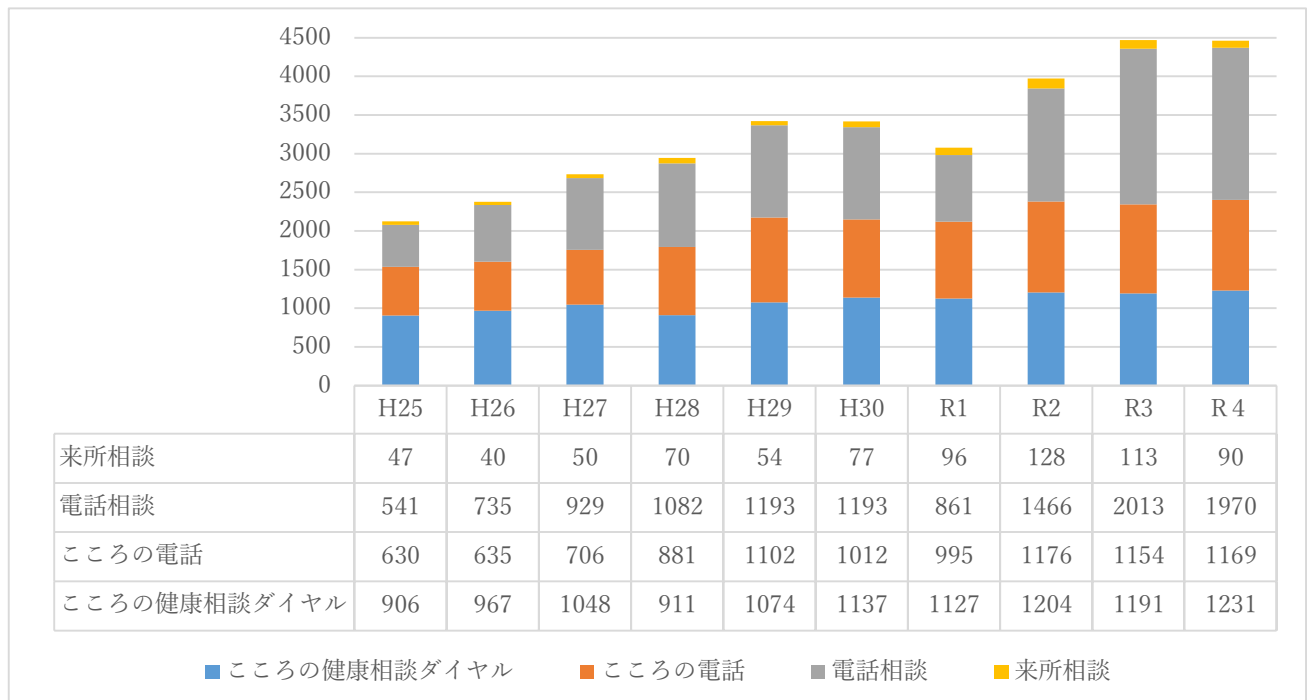
依 頼 機 関	内 容	担 当
福島県教育委員会	公立学校教職員神経・精神障がい審査委員会	医師
	若者自殺対策事業	医師、保健師、心理判定員、自殺対策連携推進員、基本計画策定支援員

## エ その他の関係機関

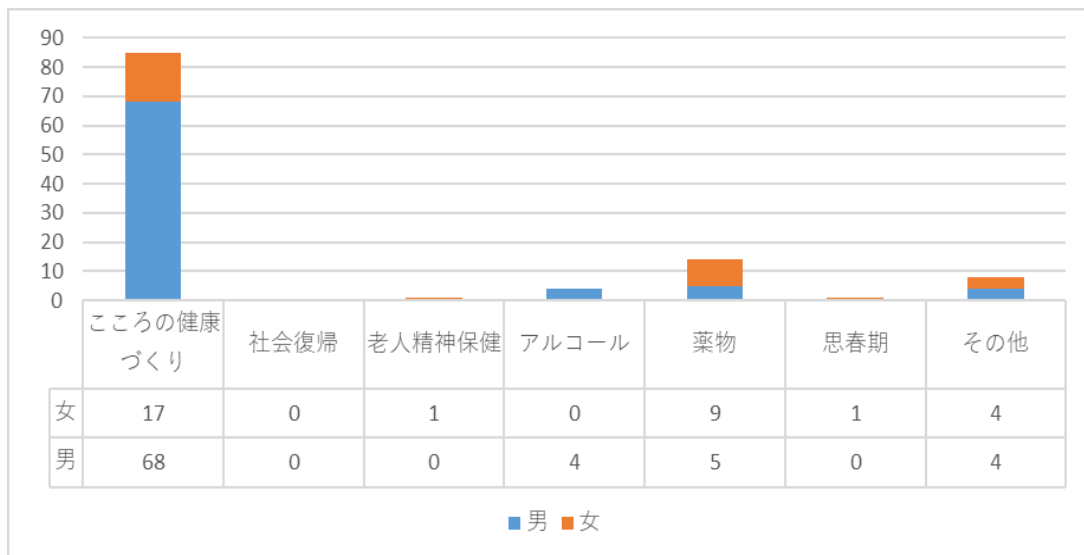
依 頼 機 関	内 容	担 当
福島県警察本部	被害者等支援連絡協議会	心理判定員
福島保護観察所	薬物事犯ステップアッププログラム	依存症相談員 心理判定員
	引受人会	保健師・依存症相談員
	心神喪失者等医療観察法ケア会議	保健師
	心神喪失者等医療観察法制度運営連絡協議会	保健師
	心神喪失者等医療観察法福島保護観察所との運営打合せ	保健師
福島刑務所	福島刑務所研究授業	心理判定員 保健師 依存症相談員
特定非営利活動法人アイキャン	ピアサポーター活動支援事業理解促進研修会	保健師
ふくしま心のケアセンター	心のケアセンター運営委員会	医師
	心のケアセンター月例会議	総務
	心のケアありかた検討会	保健師
	アルコール対応力強化事業	保健師

#### 4 精神保健福祉相談及び相談に付随する診療状況

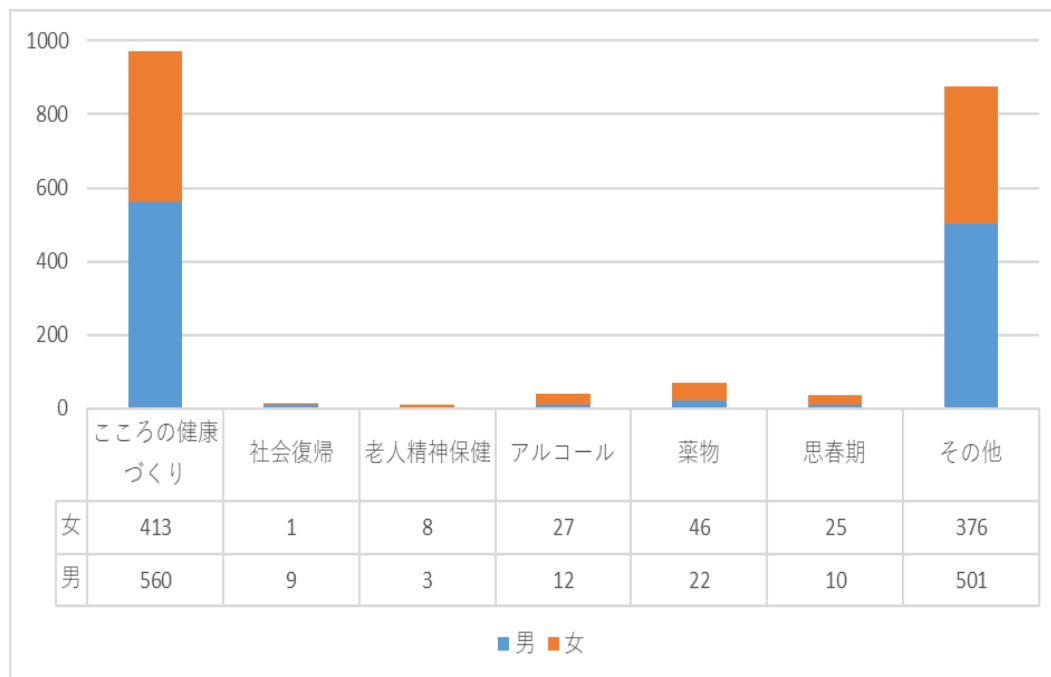
##### (1) 精神保健福祉相談(来所、センター代表電話・こころの電話・こころの健康相談ダイヤル) 件数の推移 (平成25～令和4年度)



##### ア 来所による相談 (令和3年度)



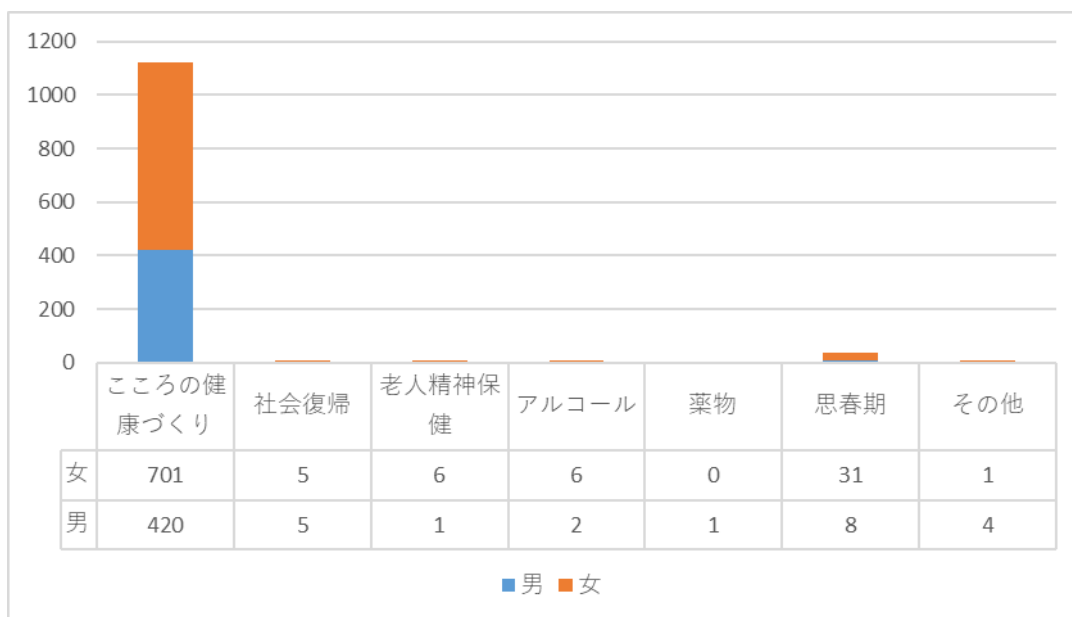
イ センター代表電話への相談（令和3年度）



ウ こころの電話への相談（令和3年度）



## エ こころの健康相談ダイヤルへの相談（令和3年度）



## (2) 精神科救急情報センター事業

福島県では、緊急な治療を必要とする精神障がい者のため、本人や家族、消防、警察等からの精神科救急に関する相談を受け付け、緊急性を判断して、精神科救急医療を提供する医療機関の紹介、医療機関や関係機関との連絡調整、情報交換を行い、受診の指示や当座どうすべきかの助言を提供する精神科救急情報センター事業を実施しています。

当センターでは、平成28年度から専用電話を設置して、本事業のうち平日の日中における精神科救急相談に対応しております。平成31年度からは夜間(17:00~17:15)に受けた相談実績のみ国へ報告しています。

・相談受付日時 月曜日～金曜日まで（土日、祝日、年末年始を除く）8：30～17：15

・令和4年度相談対応件数 53件 うち 報告相談件数 3件

### (3)相談に付随する診療状況

センター内診療施設において行っています。

#### ア 診療受付状況

	男	女	計
初回診療者数	5	10	15
再診療者数	10	6	16
診療者総数	15	16	31

#### イ 診療処理状況

診療実件数	31	投 薬	院内	0
診療延件数	165		院外	146
相談助言指導	0			
診療に伴う諸検査数	11			
諸検査の内訳	脳波	0		
	心理	11		
	血液	0		

#### ウ 診断名、年齢別、性別、診療実件数

診断名	年齢		≤10	11～20	21～30	31～40	41～50	51～60	60<	計 (%)
			F0	症状性を含む器質性精神障害	男					
		女								
F1	精神作用物質による精神及び行動の障害	男								
		女								
F2	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	男						1	1	2 (6.5%)
		女							2	2 (6.5%)
F3	気分(感情)障害	男					3	2	4	9 (29.0%)
		女				2	1	1	1	5 (16.1%)
F4	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	男					1			1 (3.2%)
		女			1		4	2		7 (22.6%)
F5	生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	男								
		女								
F6	成人の人格及び行動の障害	男								
		女								
F7	精神遅滞	男					1			1 (3.2%)
		女								
F8	心理的発達の障害	男					2			2 (6.5%)
		女						1		1 (3.2%)
F9	小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	男								
		女								
G4	てんかん	男								
		女							1	1 (3.2%)
その他		男								
		女								
計		男					7	3	5	15
		女			1	2	5	4	4	16

## 5 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業

### (1) みんなでつくる心の地域包括ケアシステム構築推進事業

精神障がいの有無や程度に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができる地域をつくるには、医療・障がい福祉・介護・住まい・社会参加・地域の助け合い・教育が包括的に確保された「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進める必要があります。

当センターにおいては、精神科医療機関職員を対象とした研修会や入院患者と精神障がい者ピアサポーターとの交流会を実施すると共に、精神障がい者ピアサポーターの活動体制整備や県委託事業に関する支援を行っています。

#### ア ピアサポーター活動支援研修

県内の精神科病院にピアサポーターの有効性を周知活用促進を図るため、また、精神科病院内の入院患者の退院意欲を喚起するため、県内で登録している精神障がい者ピアサポーターを活用し、精神科病院職員等を対象とした研修会や入院患者との交流会を開催しています。

No.	日時	病院名	内容	参加者
1	令和5年2月10日(金) 13:30~14:30	舞子浜病院 (Zoom開催)	講義「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの概要について」 講師：いわき市保健所 清野早紀枝 氏 体験発表者：ピアサポーター3名	25名
2	令和5年2月27日(月) 13:30~14:30	ふくしま医療センター ころの杜 (Zoom開催)	講義「地域生活に向けて」 講師：相談支援センターやぶき 施設長 小林香 氏 体験発表者：ピアサポーター2名	25名
3	令和5年3月17日(金) 13:00~14:00	竹田総合病院 (Zoom開催)	講義「会津地域の社会資源について」 講師：会津若松市障がい者総合相談窓口 鶴川淳実 氏 体験発表者：ピアサポーター2名	24名

#### イ 精神障がい者ピアサポーター活動支援体制整備

福島県では、平成23年度から実施している精神障がい者ピアサポーター養成研修会で養成されたピアサポーターの活動の促進を図るため、平成26年度から「精神障がい者ピアサポーター活動支援体制整備要領」を制定し、精神障がい者ピアサポーターの登録制度を開始しました。

当センターでは、ピアサポーター及びその支援機関である協力事業所の登録事務を実施し、登録情報をホームページに掲載しています。また、ピアサポーター事例集等により関係機関にピアサポーターの活動を周知しています。

##### (ア)登録情報の管理

###### ① 登録制度の改正について

ピアサポーター登録後の状況を定期的に把握し、ピアサポーターとの連携強化と活動促進を図るため、ピアサポーター登録制度を2年ごとの更新制へ改正しました。また、登録している全ピアサポーターへ登録継続の意思確認を行い、登録情報の更新を行いました。

###### ② 登録状況について (R5.3.31 現在)

ピアサポーター登録者数 70人 協力事業所登録数 41ヶ所

##### (イ)ピアサポーター事例集による周知

下記事例集をホームページへ掲載、関係機関等からの問合せに応じて配布しました。

事例集の名称「精神疾患からのリハビリPart1～ピアサポーターの声～」

「精神疾患からのリハビリPart2～ピアサポーターを活用した事業事例集～」

##### (ウ)精神保健福祉瓦版ニュースへの掲載

県内のピアサポーターの活動を紹介するため、連載記事を掲載しました。

## ウ 関係機関への支援

当センターでは、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築のため、福島県内で実施されている各種事業に協力しております。

- (ア) 福島県精神障がい者地域移行・地域定着促進検討会への協力  
打合せへの参加、企画への協力等。
- (イ) 地域移行ネットワーク強化研修及び各圏域検討会への協力  
行政説明の実施等。
- (ウ) ピアサポーター活動支援事業(県委託事業)への協力  
打合せへの参加、企画への協力等。
- (エ) 福島県自立支援協議会への協力  
福島県自立支援協議会 人材育成部会へ部会構成員として参加。  
福島県自立支援協議会へオブザーバーとして参加。

## (2) 精神障がい者アウトリーチ推進事業

当センターでは、平成30年7月より精神障がい者の地域生活の定着を促進するための支援体制を構築することを目的として「福島県精神障がい者アウトリーチ推進事業」の実施を開始しました。居宅生活を送っている精神障がい者で、未受診・受療中断・病状不安定等により日常生活の危機が生じている支援対象者に対して、多機関・多職種チームによる地域生活継続のための支援を実施しております。

### ア 個別支援の実施

支援対象者 21名 (R4.4.1~R5.3.31支援実数)  
(内訳 未受診3名、受療中断17名、病状不安定1名)  
ケース会議への出席 123回  
アセスメント同行訪問 19回  
継続的同行訪問 109回

### イ 研修会の開催

アウトリーチ推進事業従事者の資質向上を図り、地域における支援力の向上と多機関ネットワークによるアウトリーチ支援の普及を目指すことを目的に研修会を開催しました。

NO	日時	開催場所	内容	参加者数
1	令和4年9月 21日(水)13: 30~15:30	Web開催	講演 「アウトリーチ支援における多重課題事例への対応」 講師 メンタルセンター岡山 (岡山県精神保健福祉センター) 所長 野口 正行 氏	110名
2	令和4年12月 21日(水)13: 30~15:30	Web開催	講演 「オープンダイアログ」 講師 ゆうりんクリニック 医師 森川 すいめい 氏	105名

### ウ 評価検討委員会の開催

関係機関(行政、医療機関、障がい福祉サービス事業所、当事者会、家族会等)との活動状況評価・検討を行い、地域における支援力の向上と多機関ネットワークによるアウトリーチ支援の普及に向けた協議を行うために評価検討委員会を開催しました。

- (ア) 日時 令和5年2月28日(火)13:30~15:30
- (イ) 場所 精神保健福祉センター 児童診察室 (Web開催)
- (ウ) 内容



1. 報告「今年度のアウトリーチ推進事業の実施について」  
福島県精神保健福祉センター 保健技師 舟田 莉佳
2. ネットワーク型アウトリーチに関わる調査について  
公立学校法人福島県立医科大学会津医療センター 医師 佐々木 太士
3. 質疑応答・意見交換

(エ) 参加者 34名

また福島県では、県内相双地域における「震災対応型アウトリーチ推進事業」を「NPO 法人 相双に新しい精神医療保健福祉システムをつくる会」に業務委託して実施しております。

## 6 自殺対策関連事業

### (1) 市町村人材育成事業

(ア) 第1回

日 時 令和4年5月31日(木) 13:30~16:10

開催方法 Zoomによるオンライン会議及び研修会

参加者 77名

- 内 容 ①行政説明Ⅰ「令和4年度福島県自殺対策事業について」  
福島県庁 障がい福祉課担当者
- Ⅱ「令和3年度分自殺対策推進状況調査の実施について」  
福島県自殺対策推進センター担当者
- ②講義 「市町村自殺対策計画の策定と見直し及び全庁的な自殺対策の推進について」  
厚生労働大臣指定法人・一般社団法人 いのち支える自殺対策推進センター  
佐藤博氏
- ③グループワーク・全体共有「進捗確認シートを活用した全庁的な自殺対策に向けた取り組みについて」

(イ) 第2回

日 時 令和5年2月16日(木) 13:30~16:30

開催方法 Zoomによるオンライン会議及び研修会

参加者 59名

- 内 容 ①講義「市町村における自殺対策」  
精神保健福祉センター 所長
- ②実践報告Ⅰ「庁内他課と連携した、うつ・ハイリスク者等訪問事業」  
天栄村 保健師 佐藤みなみ氏
- 実践報告Ⅱ「企業と連携した有職者のメンタルヘルス事業」  
田村市 保健師 久保田美貴子氏
- ③グループワーク・全体共有「庁内連携をすすめるために」

### イ 市町村自殺対策計画策定及び進行管理への支援

平成28年改正の自殺対策基本法において、全ての市町村に自殺対策計画の策定が義務化されたため、平成30年度に作成した「市町村自殺対策計画策定に係る支援方針」により、市町村における自殺対策計画の策定及び進行管理について、市町村及び保健福祉事務所に対して必要な支援及び情報提供を行いました。

○ 市町村自殺対策計画策定済み市町村数(令和5年3月末現在) 54市町村(91.5%)

(ア) 保健福祉事務所への支援

相双保健福祉事務所(双葉町自殺対策計画策定に係る技術支援)

(イ) 「自殺対策推進状況調査」「確認シート」の提出依頼

全自治体提出済み。

(ウ) 自殺対策メールマガジンの発行(R2~)

6回（累積21回）

(エ) 自殺対策のための情報交換メール（JJメール）による情報提供・相談

・随時対応。

(オ) その他

・令和4年9月2日「自殺対策計画見直し自治体との意見交換会」

自殺総合対策大綱の見直しに伴い改定する「市町村自殺対策計画策定の手引き」や「政策パッケージ」へ現場の声を反映させるため、県内でR4～R5年度に計画策定・見直し予定の自治体を対象に、いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）主催で意見交換、計画見直しに関する質疑応答を実施。

・参加者21名（11市町村、2保福）

## ウ 若者自殺予防事業

福島県における若年層の自殺の状況としては、全国より高い自殺死亡率で推移しており、全国の自殺死亡率と比較し統計的に有意に高くなる年もあり、若年層の自殺は依然、深刻な問題です。

また、自殺は男女ともに20歳を境に増加することから、現在の自殺を予防するだけでなく将来を見据えた自殺予防を目指し、当センターでは、平成27年度から若年層に対する事業を強化し実施しています。

(ア) 若者自殺予防教育に関わる人材育成研修会

学校における自殺予防教育に対応できる人材を育成するために、基本的知識や技術の習得を図る研修会を開催しました。

日 時 令和4年8月17日（水）13：30～16：15

開催方法 Zoomによるオンライン研修会

参加者 57名

内 容 ○講義 「若者の自殺の動向と自殺予防教育の実際」

中央大学人文科学研究所 客員研究員（元防衛医科大学校 精神看護学講座 教授）  
高橋聡美氏

○情報提供 「『自殺予防教育のための指導者の手引き』について」  
精神保健福祉センター担当者

○実践報告 「手引きを用いたストレス対策・自殺予防講座」  
福島県立郡山高校 教諭 新田真弓氏

○情報交換・全体共有 「若者自殺予防に関する取組と課題」

(イ) 自殺予防教育に関する教材及び若者自殺予防啓発用グッズの配布

福島県教育委員会と共同で作成した教材（令和2年度に県内の全高等学校等へ配付）を追加配付しました。また、援助希求や援助提供等の自殺予防に必要な知識や適切な相談窓口を普及啓発するため、若者自殺予防啓発用グッズを配布しました。

① 「ストレス対策ガイドブック（高校生）2020 自殺予防教育のための指導者の手引き」の配付

配布先 福島県立勿来工業高等学校、いわき秀英高校、郡山市立郡山第一中学校、  
高等学校教育研究会養護教諭部会県南支部、福島県精神保健福祉士会、いわき市保健所、  
自衛隊福島駐屯地、医師会シンポジウム、県外の精神保健福祉センター 等

配付数 250部

② 「ストレス対策ガイドブック（高校生）」

配布先 福島県立勿来工業高等学校、いわき秀英高校、郡山市立郡山第一中学校、  
高等学校教育研究会養護教諭部会県南支部、福島県精神保健福祉士会、いわき市保健所、  
自衛隊福島駐屯地、医師会シンポジウム、県外の精神保健福祉センター 等

配付数 469部

③ その他、希望のあった市町村、こころのケアセンター等の関係機関に配布

配布グッズ 「こころりらっくすノート」「こころりらっくすシール」

(ウ) 事業

①福島県立郡山北工業高校

学校新聞の特集（SNS・LINEでの誹謗中傷）への取材対応（令和4年5月2日）

②海城中学校

自殺対策に関するレポート作成にあたっての取材対応（Zoom）（令和4年11月17日）

(エ) 技術支援・技術協力

①学生実習（実施回数 4回）

内 容 講話「自殺の現状と自殺予防」「自殺対策への関わり方」

福島県自殺対策推進センター 自殺対策連携推進員

受講者数 87名

（ポラリス保健看護学院 3名、福島看護専門学校 41名、福島東稜高等学校看護専攻科 35名  
福島学院大学福祉心理学科 8名）

②福島県立勿来工業高校における自殺予防教室（いわき市への技術支援）

日 時 令和4年11月4日（金）10:30～11:45

参加者 172名（生徒約160名、見学として近隣高校の養護教諭12名）

(2) 対面型相談支援事業（自殺未遂者サポート事業）及び自死遺族等の相談支援

ア 自殺未遂者及び自死等遺族に関わる支援者研修会

日 時 令和5年3月9日（木）13:30～16:50

開催方法 Zoomによるオンライン研修会

参加者 69名

内 容 【第1部】自殺未遂者支援者研修

講話「医療機関等と連携した自殺未遂者支援のポイント」

厚生労働大臣指定法人・一般社団法人 いのち支える自殺対策推進センター  
与儀恵子氏

実践報告「会津中央病院 救命救急センターにおける自殺未遂者支援」

会津中央病院 心療内科部長 村山浩之 先生

【第2部】自死等遺族支援者研修

講話「自死遺族等のこころの理解と支援について」

厚生労働大臣指定法人・一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター  
菅沼舞氏

情報提供「福島県内の自死等遺族支援団体の取組について」

NPO法人 Heartis 松本典子氏

NPO法人 ReLink 宮崎恵美氏

NPO法人 福島れんげの会 金子久美子氏

自死遺族自助グループ えんの会 齋藤智恵子氏

【第3部】グループワーク（医療圏域毎に多職種で事例検討）と全体共有

イ 自死遺族及び自殺未遂者等への支援リーフレットの配布

研修会、自殺対策メールマガジン等で紹介し、希望があった市町村や関係機関に配付しました。

配布リーフレット 「大切な人を突然に亡くされた方へ」 783部

ウ 自助団体（自死遺族等支援）への支援

自助団体活動の周知：リーフレットの設置、自殺対策メールマガジンにて相談窓口紹介

## エ 保健福祉事務所、企業等への技術支援

自死遺族及び支援者、従業員等への対応に関する支援（電話・メール、リーフレット送付等）

### (3) こころの健康相談ダイヤル

自殺に関連する電話相談を行うための専用電話を確保し、自殺予防のための相談体制の充実強化を図っています。また、この専用電話の電話番号を内閣府が設定している全国共通の電話番号とし、より多くの人が相談しやすい体制を整備しています。

- ① 名称 こころの健康相談ダイヤル
- ② 開設 平成21年9月～（令和3年2月8日～ 夜間対応開始）
- ③ 受付時間 平日（月～金） 9：00～17：00  
18：30～22：00（民間団体対応）
- ④ 相談内容 自殺関連、心の健康、精神疾患に関する相談
- ⑤ 相談員 保健師、看護師
- ⑥ 相談件数 1,231件（内訳P6 こころの健康相談ダイヤルへの相談のとおり）

### (4) 普及啓発事業

自殺対策関連のグッズを作成し関係機関へ配布しました。

各種リーフレットは精神保健福祉センターのホームページに掲載しています。

<令和4年度 改訂>

「ひとりで悩んでいませんか 相談機関のご案内」 25,000部

<ホームページ掲載>

- ① 生徒への自殺予防授業用テキスト 「ストレス対策ガイドブック（高校生版）」
- ② 指導者のための自殺予防テキスト 「学校における自殺予防（平成30年版）」
- ③ 指導者のための自殺予防テキスト  
「ストレス対策ガイドブック（高校生）2020 自殺予防教育のための指導者の手引き」
- ④ 市町村で自殺対策を進めるためのマニュアル 「市町村で自殺対策を進めるために」
- ⑤ 若者の自殺対策に関わる支援者のためのテキスト 「若者の心を支える」
- ⑥ 相談窓口案内リーフレット 「ひとりで悩んでいませんか 相談機関のご案内」
- ⑦ 自死遺族、突然死・予想外の死の遺族支援リーフレット 「大切な人を突然亡くされた方へ」
- ⑧ うつ病予防パンフレット 「あなたのこころは元気ですか？～うつ病への気づきと対応～」
- ⑨ 薬物関連リーフレット 「薬物の問題で悩んでいませんか？」
- ⑩ 「誰でもゲートキーパー」
- ⑪ アルコール関連リーフレット 「お酒の量が増えていませんか？」
- ⑫ アルコール関連リーフレット 「家族のアルコール問題で困っていませんか」
- ⑬ 社会資源情報ハンドブック2023

### (5) 自殺対策のための情報交換メール(情報収集・提供)

自殺対策において、自殺対策関係者（市町村・保健福祉事務所）がどんな情報を必要としているかニーズを把握し、時宜に応じた情報提供や助言を行っています。

また、情報を自殺対策関係者（支援者）間で共有することにより、支援者の問題意識の醸成と知識の向上を図り、自殺対策事業の推進に役立っています。

## ア 定期的メールによる情報提供

昨年度に引き続き、「自殺対策メールマガジン」を発行しました（計6回）。

自殺対策に関するテーマの特集記事と、アディクションのページを主に掲載。自殺対策に関する研修会後は、実施報告を掲載。

【特集】自殺対策の「目的（ゴール）」と「手段」、福島県自殺対策推進行動計画と関連する福島県の様々な計

画、孤独・孤立対策と自殺対策、自殺対策・依存症対策につながる身近な行動のヒント、ゲートキーパーの養成と自殺対策、社会問題の予防や早期対応の具体的な方法

- 【アディクションのページ】ギャンブル等依存症問題啓発週間、磐梯ダルクスタッフより特別寄稿、日本におけるハームリダクションの活動紹介、自殺対策・依存症対策につながる身近な行動のヒント、依存症相談拠点事業について、「アディクションフォーラム」報告
- 【研修会実施報告】市町村自殺対策主管課長及び担当者会議・研修会

## イ 随時のメールによる情報提供・助言

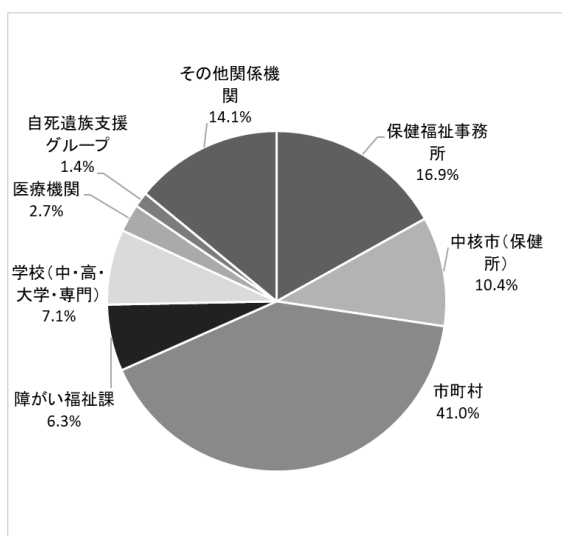
メール・電話による問い合わせを受け付け、回答しました。

前年度と比較して問合せ実数が増加しました。市町村からの問い合わせが増加しました。

相談内容では、自殺対策計画の見直し時期に入ることから、統計関係、計画策定・見直しに関する相談件数が増加したと考えられます。

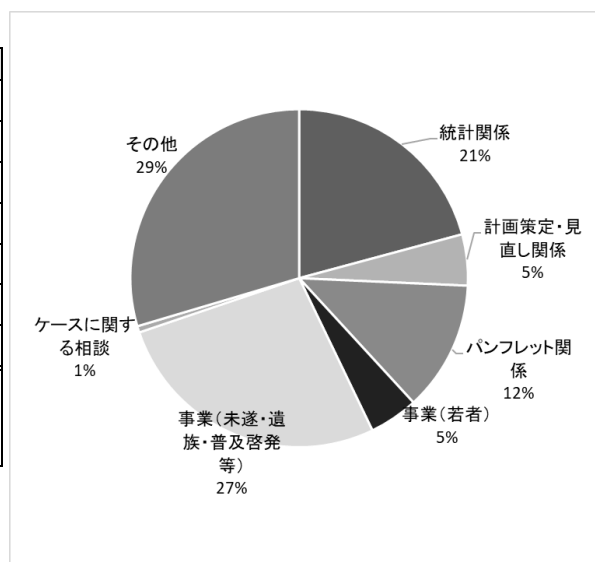
問合せ機関	実(件)	延(件)
保健福祉事務所	70	83
保健所(中核市)	44	51
市町村	84	201
障がい福祉課	32	31
学校(中・高・大学・専門、養護教諭)	30	35
医療機関	12	13
自死遺族支援グループ	6	7
その他関係機関	59	69
合計	337 (前年 320)	490 (前年 514)

(R5.3月末)



相談内容	実(件)	延(件)
統計関係	34	102
計画策定・見直し関係	21	24
パンフレット関係	55	61
事業(若者)	19	23
事業(未遂・遺族・普及啓発等)	124	132
ケースに関する相談	2	3
その他	82	145
合計	337 (前年 320)	490 (前年 514)

(R5.3月末)



## (6) 自殺対策事業の技術支援（自殺対策計画策定支援、若者自殺予防事業を除く）

### ア 保健福祉事務所が主催する自殺対策の研修会・会議等への協力、情報提供等（依頼により実施）

(ア) 相双保健福祉事務所

相双地域自殺対策推進協議会（令和4年9月5日）

- (イ) 県北保健福祉事務所  
県北管内自殺対策協議会（令和4年10月20日）
- (ウ) 会津保健福祉事務所  
会津地域自殺対策推進協議会（令和5年2月3日） 依存症相談拠点事業について情報提供
- (エ) 県南保健福祉事務所  
県北管内自殺対策協議会（令和5年2月17日） 自殺の現状と県の計画について情報提供

#### イ 障がい福祉課が主催する自殺対策の会議への協力、情報提供等（依頼により実施）

福島県自殺対策推進協議会（令和5年3月23日） 事務局として参加。自殺の現状について報告

#### ウ 民間団体等が主催する自殺対策の会議への協力、情報提供等（依頼により実施）

- (ア) 福島民報社  
自殺対策に関する論説記事にあたっての取材対応（令和4年10月18日）
- (イ) 富岡町  
職員向けゲーテキーパー養成研修（令和4年11月2日）
- (ウ) 福島県医師会  
メンタルヘルスシンポジウム（令和5年1月21日） 「精神保健福祉センターにおける取組について」
- (エ) さんかく  
福島県自殺対策ネットワーク会議（令和5年2月11日） 「県内の自殺対策の状況と基礎講座」

## 7 特定相談事業

### (1) 特定相談窓口の設置

思春期精神保健及びアルコール関連問題に関する総合的な相談指導等を行うことにより、相談者の精神的健康の保持増進及び諸問題の解決を図っています。

対象 不登校、ひきこもり、対人関係、アルコール関連等に関する問題を抱えている者（本人・家族等）

- ①開催日 主に第2、第4木曜日 13:00～16:00（予約制） 18回
- ②場所 精神保健福祉センター
- ③相談員 精神科医（非常勤医師）、保健師、心理判定員
- ④相談件数 9件
  - 相談内容 社会復帰 1件、ゲーム 3件、思春期 5件
  - 相談者 本人のみ 1件 家族のみ 3件 本人と家族 5件
  - 相談結果 助言終了 9件

### (2) 思春期精神保健セミナー

思春期の時期に抱える心理面の問題に対して、広く県民の理解の促進を図ることにより地域精神保健の向上に資することを目的として行っています。（対象者 一般県民及び関係者）

- ①日時 令和4年8月8日（月） 13:30～15:30
- ②開催方法 ZOOMによるウェブ開催（会場での視聴も数名参加）
- ③内容 講演「思春期のこころとネット・ゲーム依存」  
講師 独立行政法人国立病院機構 久里浜医療センター 三原聡子先生
- ④参加者 オンライン94名、会場7名

## 8 薬物関連相談事業

### (1) 薬物関連専門相談窓口の設置

薬物による精神障がい者やその家族に対して専門の相談員を配置し、個別相談指導を行うとともに、薬物関

連問題の早期対応に努め、医療機関をはじめ関係機関等への紹介等を行っています。

(対象者 薬物依存症者及び家族)

- ① 日 時 原則毎月第3水曜日 12回  
第3木曜日 8回
- ② 場 所 精神保健福祉センター
- ③ 相 談 員 精神科医 (非常勤嘱託医1名)、回復施設スタッフ (1名)
- ④ 相 談 件 数 実 11件 延べ 15件

## (2) 薬物家族教室の開催

薬物乱用・依存の問題を抱える家族を対象に、家族自身の回復を図るため、薬物依存症についての正しい知識、問題解決方法を学ぶとともに、家族同士の交流を目的に行っています。

精神保健福祉センター

- ① 日 時 毎月第3木曜日 13:30～15:30
- ② 開催回数 12回
- ③ 内 容 CRAFTプログラムによるセッションおよびグループミーティング
- ④ 参加者 実17名、延べ103名

## 9 依存症相談拠点事業

国が定める依存症対策総合支援事業実施要綱に基づき、アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症に関する相談の拠点を精神保健福祉センター内に設置した。(令和2年4月1日)

実施体制として、依存症相談員を配置し、医療機関、民間団体・回復施設、関係機関との十分な連携体制を整備し、依存症関連問題に対応する。

### (1) ギャンブル関連相談事業

ギャンブルの問題を抱える当事者及び家族支援として、下記の事業を行いました。

(ア) ギャンブル障がい当事者の回復支援

・SAT-G (島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム)

- ① 日 時 毎月第3火曜日 13:30～15:00 (2クール実施 (1クールは4～5回))
- ② 場 所 精神保健福祉センター
- ③ 参加者数 参加者数-実6人 延べ27人

・SAT-G ライト (島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム・ライト)

- ① 日 時 随時 (1クール3回のうち2回まで実施)
- ② 場 所 精神保健福祉センター
- ③ 参加者数 参加者数 当事者 実1人 延べ2人  
支援者 実1人 延べ2人

(イ) ギャンブル家族ミーティング

- ① 日 時 毎月第2水曜日 13:30～15:30
- ② 場 所 精神保健福祉センター
- ③ 内 容 CRAFT教材を用いたプログラムとミーティング
- ④ 開催回数 10回
- ⑤ 参加者数 実15人 延べ26人

### (2) アディクション関連相談スタッフミーティング

ミーティングの目的

- 関係機関におけるアディクション関連問題への取り組み状況の共有と地域で支えるネットワークづくり・顔の見える関係づくり

- アディクション、依存症関連問題の理解促進
- 依存症者当事者・家族へのタイムリーな支援体制の検討
- 相談支援者等の自己研鑽と支援にあつてのストレス軽減

①対 象：県相談機関、国司法関係機関、県内精神科病院、相談支援事業所等の支援者

②場 所：福島県精神保健福祉センター デイルーム

	開催日・参加者	実 施 内 容
1	令和4年6月17日 参加者：31名	ギャンブル・ネット依存相談への対応 講師：当センター依存症相談員
2	令和4年8月19日 参加者：38名	依存症とは 講師：郡山DAグループ
3	令和4年10月21日 参加者：45名	依存症からの回復・自助グループについて 講師：AA、GA、福島希望グループ、そうだ！CODA  Fukushima ギャンブル依存症家族の会、磐梯ダルク
4	令和4年12月16日 参加者：38名	薬物等依存物質について 情報提供：福島県薬務課 講師：島根大学 安高 真弓 先生
5	令和5年2月17日 参加者：35名	少年法を取り巻く諸問題について 講師：千葉大学 後藤 弘子 先生
	計 187名	

## 10 精神保健福祉協力組織の育成

地域住民による組織的活動の向上を図るため、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力しています。

精神保健福祉関係組織	一般社団法人福島県精神保健福祉協会 各種自助グループ、アディクション関連（薬物、アルコール、ギャンブル、共依存等）、自死遺族等
------------	--------------------------------------------------------------------



	患者会	家族会	断酒会等 依存症の自助団 体、グループ	その他
支援回数等	3	4	13	1

## 11 福島県精神医療審査会事務（精神保健福祉法第12条に基づく審査会）

精神医療審査会は、適正な医療及び保護するために、患者本人の意志によらない入院や行動の制限等を行わなければならない場合があるという精神医療の特殊性を踏まえ、医療の提供及び人権の擁護の観点から入院の必要性についての適否及び患者の処遇について審査を行っています。

### (1) 審査会の体制

- ①委員数 20名（医療委員12名、法律委員4名、学識委員4名）  
予備委員数 26名（合議体に属さず、退院請求の意見聴取を行う委員／医療委員12名、法律委員6名、学識委員8名）
- ②合議体数 4合議体
- ③審査会開催数 2回／月（毎月第2・第4水曜日）
- ④全体会開催数 1回／年

### (2) 届出書類の審査状況

種類	項目 件数	引き続き現在の入院 形態での入院が適当	他の入院形態へ の移行が適当	入院の継続は 適当でない	定期の報告等に 係る審査保留
医療保護入院者の入院届	2,436	2,436	0	0	0
措置入院者の 定期病状報告書	21	21	0	0	0
医療保護入院者の 定期病状報告書	1,549	1,549	0	0	0
合計	3,985	3,985	0	0	0

### (3) 退院等請求

	請求 件数	入院形態			請求区分		性別		取下 件数	意見聴取		審 査 件 数	未 処 理
		任 意	医療 保護	措置	退院	処遇 改善	男	女		実施 件数	書面 件数		
平成30年度受理	51	0	50	1	42	9	36	15	7	35	8	43	1
31年度受理	43	0	37	6	36	7	31	12	13	26	3	31	2
令和2年度受理	54	0	51	5	49	5	35	19	19	31	6	34	5
3年度受理	60	0	52	8	52	8	33	27	16	37	4	46	3
4年度受理	47	1	40	6	*44	*4	31	16	15	30	3	31	4

令和4年度請求区分における「\*」は退院、処遇改善同時申請が1件

### (4) 実地審査との連携

#### ①実地審査対象者の選定

合議体は実地審査対象者を選定し、知事に報告をします。 対象者選定病院数 28 病院

#### ②実地審査結果についての審査

知事は実地審査結果について合議体に報告し、合議体は実地審査において「要検討」とされた案件について審査を行っています。審査終了後は、知事に対して審査結果を報告しています。 審査件数 1件

## 12 災害時精神医療体制整備事業

### (1) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）

福島県では、大規模災害時に活動する災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣に向けた研修開催のほか、国DPAT事務局主催訓練・研修会等への参加や、有事対応体制・資機材等の整備を進めております。

### (2) 災害等発生時の心のケア事業

#### 新型コロナウイルス感染症に関する心のケア

新型コロナウイルス感染症流行に伴って生じる不安感やストレスに対して、精神保健上の相談支援や、地域における心のケア体制の確保等を行いました。

#### ①相談支援

・心のケア支援員等による相談対応 相談件数 274件

#### ②地域における心のケア体制の確保

#### ③関係機関との連携・技術支援

#### ④研修・広報

## 13 精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療（精神通院医療）の判定及び承認

### (1) 精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定事務（精神保健福祉法第45条第1項）

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がいの状態にあることを認定することにより、手帳の交付を受けたい方に対し、各方面の協力により各種の支援策が講じられることで、精神障がい者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図ることを目的としています。

①年間申請件数 9,210件

②年間交付件数

	1 級	2 級	3 級	合 計
令和4年度	780	4,792	3,501	9,073

③不承認件数 137件

④年度末手帳所持者数

	1 級	2 級	3 級	合 計
令和4年度	1,469	9,443	7,090	18,002

## (2) 自立支援医療（精神通院医療）の支給認定（障害者総合支援法第52条第1項）

障害者総合支援法に基づき、精神疾患の治療のために医療機関に通院する場合に、医療費の自己負担分の一部を公費で負担する制度です。入院医療費は対象になりません。

①年間申請件数（うち新規件数）	32,231件（2,810件）
②承認件数	32,230件
③不承認件数	1件
④年度末所持者数	31,432人

### Ⅲ 参考資料

#### 1 精神科病床を有する病院数、入院患者数

令和4年6月末現在										
設置主体別	病院別	精神科病院		一般病院		総精神 病床数	指定 病床数	病 床 普及率 (人口万)	病床利用	
		病院数	病床数	病院数	病床数				入院 患者数	利用率
総 数	31	23	5,433	8	625	6,008	216	32.8	4,198	69.9
県 立	2	1	196	1	49	245	50	1.3	96	39.2
指定病院	21	19	4,849	2	454	5,303	166	28.9	3,778	71.2
そ の 他	8	3	338	5	122	460	0	2.5	324	70.4

(注) 1 指定病院とは、精神保健福祉法第19条の8に基づく指定病院をいう。

(注) 2 人口万対は、平成31年10月1日現在人口による。

出典：令和4年度精神保健福祉関係資料

#### 在院患者数(性・年代・病類別)

項 目	総 数	男 性			女 性			措置 入院 患者数 (再掲)
		20歳未満	20歳以上～ 65歳未満	65歳以上	20歳未満	20歳以上～ 65歳未満	65歳以上	
統合失調症、統合失調症型障害	2,225	2	553	564	6	439	661	12
気分(感情)障害	395	2	64	87	6	87	149	1
症状性を含む器質性精神障害	1,065	-	57	456	-	22	530	1
アルツハイマー病型認知症	638	-	16	257	-	5	360	-
血管性認知症	71	-	2	45	-	0	24	-
上記以外の精神障害	356	-	39	154	-	17	146	1
精神作用物質による精神障害	117	-	42	58	-	11	6	1
アルコール使用による精神障害	105	-	37	53	-	9	6	0
覚せい剤による精神障害	5	-	2	2	-	1	-	0
上記以外の精神障害	7	-	3	3	-	1	0	1
神経症性障害、ストレス関連障害	76	1	13	14	7	25	16	-
パーソナリティ障害	15	-	5	1	1	6	2	4
精神遅滞(知的障害)	159	-	65	27	1	34	32	-
てんかん	52	-	20	14	-	4	14	-
その他	25	-	3	12	-	1	9	-

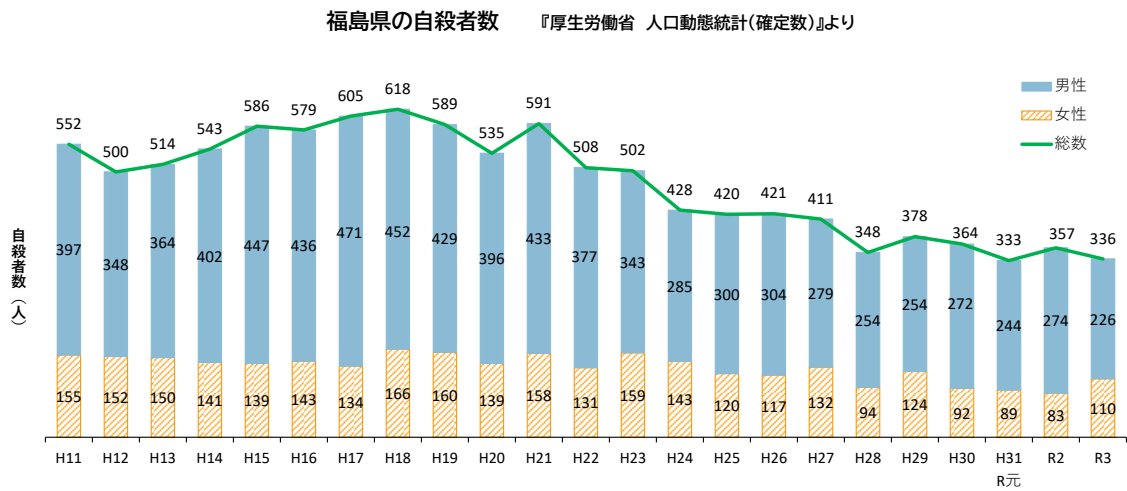
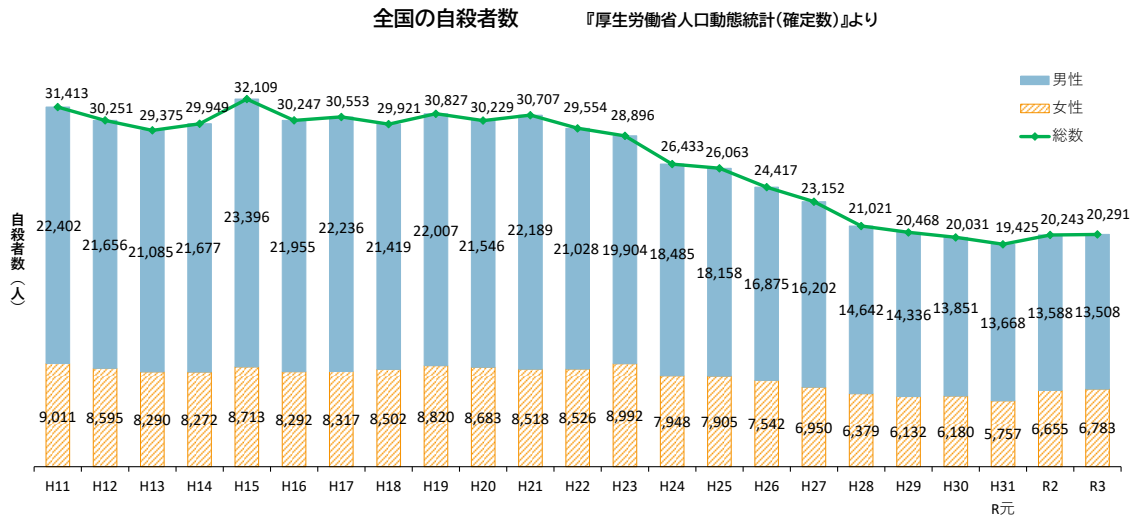
出典：630調査(令和4年6月30日時点)

6

出典：630調査(令和4年6月30日)

### 3 自殺者数の推移

(平成9 - 令和3年 全国・福島県)



令和4年度

福島県精神保健福祉センター所報（第51集）

発行日 令和5年3月  
発行所 福島県精神保健福祉センター  
〒960-8012 福島市御山町8番30号  
TEL (024) 535-3556  
FAX (024) 533-2408  
E-mail seishohokenfukusisenta@pref.fukushima.lg.jp  
ホームページ <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21840a/>